

仕 様 書

1 案件名称

もと舎利寺小学校ブレーカーおよび配線修繕

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

3 履行場所

- (1) 名 称 もと舎利寺小学校
- (2) 所在地 大阪市生野区勝山南4-15-25

4 業務内容

本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、別紙に示す箇所に係るブレーカー及びその一次側配線の更新を行い、施工後、絶縁抵抗の測定及び電流値の測定を行う。

5 作業日時

原則、平日午前9時30分から午後5時00分までの時間帯で行うこととするが、これにより難しい場合は発注者受注者双方で事前協議の上、作業日時を決定する。

6 再委託の制限

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理
 - ・業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則

として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

7 その他

- (1) 受注者は、作業員の安全に配慮し、事故が起きないように防護するとともに、本施設に損傷を与えないよう十分な安全管理のもとで作業を実施すること。なお、万一、本施設に損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。修繕業務のため、やむなく本施設の一部破壊行為を行う際は、必ず発注者の承諾を得ること。また、修繕業務が原因で施設運営に支障が発生した場合は受注者にて修理費用等を負担し、原状回復を行うこと。
- (2) 事前に施設の管理者と協議のうえ、部分停電範囲を明確にすること
- (3) 施設の敷地内及び敷地周辺では禁煙とする。
- (4) 受注者は、作業の実施により周辺部における通行を妨げ、又は周辺部へ危険を及ぼす可能性がある場合は、標識、警戒柵等を設置し、又は人員を配置するなど、安全対策に努めること。
- (5) 本業務の履行に際して発生した廃棄物は、受注者の責任において引き取り、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (6) 資材運搬費、現場管理費等の諸経費その他本業務の履行に係る一切の費用については、契約金額に含む。
- (7) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (8) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。
- (9) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。
- (10) 業務の進捗状況について、発注者が求めた場合は進捗報告を行うこと。
- (11) 本業務に関して業務上知り得た内容は第三者に知らされることのないように

すること。尚、契約期間終了後も同様とする。本業務で知り得た個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。

- (12) 本業務に関して発注者から提供を受けた資料等は、発注者の許可なく 複写または複製してはならず適正に管理すること。また、本業務に関して発注者から提供を受けた資料等は、業務終了後速やかに返却すること。
- (13) 本契約に基づき提出する資料は、本市における公文書として一定期間保存し、市民からの要求があれば公開の対象となるものであることを留意のうえ作成すること。
- (14) 修繕にかかる部材等は、未使用新品とすること
- (15) 各種法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- (16) 発注者は、業務実施後の検査において著しい不備があると判断した場合は受注者に作業のやり直しを命じることができる。その場合、受注者は速やかにやり直し作業を行わなければならない。

8 事業担当

〒544-8501

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所地域まちづくり課

担当：濱（はま）・坂中

電話番号：06-6715-9017

FAX番号：06-6717-1163

修繕内容詳細

修繕箇所 北校舎トイレ前 手洗い場横 分電盤

仕様・修繕内容	備考
分電盤	写真 1, 2 参照
ブレーカー (200V20A) 更新	写真 3 参照
配線 4 本 (単線 2mm×4 本) 更新	写真 3 参照

※施工後、絶縁抵抗の測定及び電流値の測定を行うこと

写真 1

分電盤の位置 1



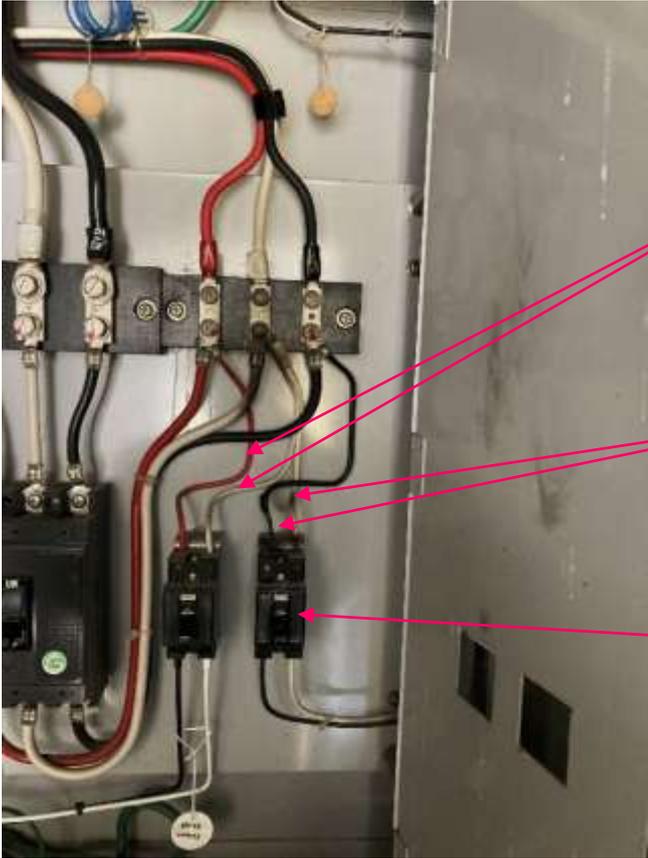
※丸印裏側にあります

写真 2

分電盤の位置 2



写真 3



交換しないブレーカーの
1次側配線 2本更新

交換するブレーカーの
1次側配線 2本更新

交換するブレーカー

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市 請負者：請負事業者）

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

社会保険の加入に関する特記仕様書

- 1 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告において、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。